

瑞穂監第33号
平成25年10月16日

瑞穂市長
堀 孝 正 様

瑞穂市議会議長
星 川 睦 枝 様

瑞穂市代表監査委員 井 上 和 子

瑞穂市監査委員 若 園 五 朗

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「秘書広報課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「秘書広報課」における平成25年4月1日から平成25年7月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「広報紙」についての監査を行った。

秘書広報課は、職員12名の配属に対し4名が休職者のため、残り8名と補助職員1名で次の事務を行っている。

- (1) 市長及び副市長の秘書に関すること
- (2) 儀式及び表彰に関すること
- (3) 栄典に関すること
- (4) 市長会に関すること
- (5) 国際交流に関すること
- (6) 広報及び公聴に関すること
- (7) 市の記録に関すること
- (8) 報道機関との連絡調整に関すること
- (9) 行政組織に関すること
- (10) 職員の任命、分限、懲戒、服務その他人事に関すること
- (11) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること
- (12) 職員の福祉及び健康に関すること
- (13) 職員の研修に関すること
- (14) 宿日直勤務の命令に関すること
- (15) 部長会議の庶務に関すること

2 監査の実施日

平成25年9月6日（金）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び広報紙作製委託の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果

1 財務について

(1) 執行状況について

「秘書広報課」における財務の執行については、次のとおりで、財務の事務は概ね適正に執行されているものと認められた。

平成25年7月末現在

	予算額(円)	収入・執行済額(円)	比率(%)
歳入	46,255,000	18,100,882	39.1
歳出	502,169,000	144,821,738	28.8

(2) 予算の流用について

平成 25 年 7 月 2 日に国際交流費の予算に 318,000 円の流用があり、次のとおり処理されていた。

流用元		流用先	
科目	金額	科目	金額
賃金	△100,000 円	旅費	318,000 円
需用費	△118,000 円		
役務費	△100,000 円		
合計	△318,000 円	合計	318,000 円

流用の理由は、市長の海外視察に職員が随行することになったもので、年度当初予算外の支出に充てたものであった。

(3) 意見

流用日が 7 月 2 日ということは、平成 25 年度がまだ 4 分の 1 しか経過していない時点で流用したことになり、流用そのものはもちろん、流用可能だった当初予算の積算も適正とは判断し難い。担当課によれば、当初予算で計画していた国際交流事業が早々に中止となり、不用額となったため流用したとのことであるが、そうすると今度はその事業自体の計画性に疑問を持たざるを得ない。

地方自治法第 217 条第 1 項は、「予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならない」と規定しており、「予算外の支出」とは、予算に科目がない支出はもちろん、科目はあっても予算で全然見積もられていない支出をいうとされており、この場合は予備費の充用をすべきではなかったかと判断する。

また、この海外視察は、5 月上旬には決定していたとのことなので、6 月の市議会定例会に補正予算を提出して対応する方法もあったと考える。

「予算の流用」と「予備費の充用」、さらには「補正予算」のいずれで対応するかについて、今後はよく検討のうえ、事務執行されたい。

2 広報紙「広報みずほ」について

(1) 「広報みずほ」の概要について

当市の広報紙は、A4 版規格で標準 20 ページの「本紙」と A3 二つ折りの「カレンダー」(A4 版にして 4 ページ)で構成されている。そして、本紙の 4 ページとカレンダーの表面がカラー印刷、本紙の残りは 2 色刷り、カレンダーの裏面は 1 色刷りとなっている。本紙の紙面は、タテ 4 段組の 16 字詰めが基本となっている。1 文字のポイント(大きさ)は把握されていない。

(2) 委託契約について

委託契約金額は 7,862,400 円で、仕様書によると企画、編集、取材、校正、印刷、製本、配布準備の一式で、1 回(1 ヶ月)16,500 部の製作業務となっており、契約金額を発行回数の 12 回で割り戻すと、1 回あた

りの契約金額は 655,200 円となる。

ただし、仕様書に記載されている①企画編集、②印刷製本、③全戸配布物の挟み込み、④配布準備の本紙とカレンダー各々の内訳金額は不明である。

また、毎月数案の企画を提案することになっているので確認をしたが、提案はなされておらず、仕様書通りの契約とは判断し難い。よって、検査は 1 回ごとに実施され、いずれも適正と認められて支出がなされているが、この仕様書からすると実施している検査項目等にも疑問を感じる。

直近 3 カ年の契約状況は以下のとおりである（契約内容はほとんど同じである）。

単位：円、部

年度	契約金額	1 回分金額	発行部数 (1 回分)
2 5	7,862,400 円	655,200 円	16,500 部
2 4	7,487,424 円	623,952 円	15,600 部
2 3	7,839,720 円	653,310 円	15,500 部

(3) ページ数の追加（増ページ）について

仕様書によると、20 ページを超える場合は、1 回分金額を本紙とカレンダーの合計ページ数 24 ページで割り戻した 27,300 円を別途支払うことになっている。

直近 3 カ年の増ページの状況は以下のとおりである。

単位：頁、円

年 度		秘書広報課	総 務 課	商工農政課	合 計	単 価
2 5	頁数	18	2	4	24	27,300
	金額	491,400	54,600	109,200	655,200	
2 4	頁数	55	6	11	72	25,998
	金額	1,429,890	155,988	285,978	1,871,856	
2 3	頁数	58	4	10	72	27,221
	金額	1,578,818	108,884	272,210	1,959,912	

総務課と商工農政課は、広報紙に掲載することにより、国・県等から収入が得られるため、あえて分けて金額を明確にしている。

増ページ分の支出は、秘書広報課は委託料、総務課・商工農政課は需用費（印刷製本費）で行っており、矛盾している。

また、増ページ分は、「請書」を作成しているが、記載事項の誤りや収入印紙の不備が見受けられた。

平成 25 年度において、広報紙はこれまでに 4 回発行されている。増ページ数の合計が 24 ページということは、単純に割り戻すと 1 回あたり 6 ページ分が追加されていることとなる。過去の増ページ数から見ても、標準を 20 ページとする契約の妥当性について、現状からは疑問がある反面、掲載する記事が全戸配布の挟み込みなどと情報が重複しているものも見受けられるため、うまく企画編集されれば 20 ページでも十分と考える。

また、契約金額の内訳からすると増ページ分の単価が割高ではないかと思われる。

(4) 担当者の役割

広報紙製作における担当職員の主な事務を確認したところ、企画、取材、原稿作成、記事校正で、契約内容と重複する部分がある。その区別については、明確な返答はなく、場合によっては委託料に含まれている事務を職員が行っていることも考えられる。

(5) 意見

広報紙は、行政情報を市民へ伝達する最も効率的な媒体であり、市民に等しく有益な情報を伝えるために発行されている。しかし、市民（読み手）の意思に関係なく配布されるため、手にとって読まれたのかどうか知る術はないのが現状である。

仕様書をよく精査して税金の無駄遣いにならないよう、最少の経費で最大の効果が得られるようにしていただきたい。

3 スリランカ民主社会主義共和国出張について

(1) 判断

平成 25 年 7 月 18 日から 25 日まで、市長と随行職員 1 名がスリランカ民主社会主義共和国へ出張している。この出張の関係書類の提出を求めたところ、随行職員の復命書だけで、実施要領、行程表はもちろん、それ以外の関係書類はないとのことであった。担当課は、この出張を「公務」と判断して、旅費のみ公費で支出している。しかし、監査委員としては十分な監査資料、監査証拠が入手できず、復命書記載事項との事実確認がとれないため、公務によるものであったかどうかも含め、旅費の支出が適正であったかどうかは判断できない。

市長の海外出張については、平成 23 年度に住民監査請求があり、公務と判断できる場合には事前の周到な準備と視察後の十分な報告をしていただき、公務に係る経費については公費で負担するよう検討願いたいと意見を付しているので、市民に誤解を招かないよう細心の注意をいただきたい。

4 ピースメッセンジャー事業について

(1) 派遣団長（市長）について

この事業は、次代を担う若い世代に核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、そして平和の尊さについて考え、学び、伝えていくことが目的とされている。そして、世界に初めて原爆が落とされた広島と長崎にピースメッセンジャー（平和の使者）を毎年交互に派遣するものである。昨年度から始めた事業で、今年度は 8 月 6 日から 9 日の 2 泊 3 日の日程で、市内中学校の 2 学年生徒 14 名が長崎へ派遣された。

7 日の 15 時から市長は別行動をされており、その際代理で派遣団長を

務めるべき秘書広報課長は市長に随行してしまい、その間は派遣団長不在となっていた。派遣団長及び随行者のあり方については、昨年度の随時監査（平成 25 年 2 月 13 日瑞穂監第 50 号）で指摘しているところであるので、次回は改善していただきたい。

以上